

大門コミュニティセンター及び大門農村環境改善センター
使用貸借に係る公募型プロポーザル募集要項



令和5年7月

射水市

目次

1	募集概要に関する事	- 1 -
2	公募の背景	- 1 -
3	物件に関する事	- 3 -
4	条件に関する事	- 4 -
5	プロポーザルに関する事	- 6 -
6	事業について	- 7 -
7	活用上の制約等	- 8 -
8	応募資格要件	- 8 -
9	応募手続	- 9 -
10	提案書類の作成について	- 14 -
11	優先交渉権者の選定及び決定手続	- 15 -
12	契約に関する事項	- 17 -
13	照会窓口	- 17 -

1 募集概要に関すること

本要項は、「大門コミュニティセンター」及び「大門農村環境改善センター」（以下「当該施設」という。）の施設運営について、5年以上の入浴施設として継続可能な民間事業者を公募型プロポーザルによって広く募集・選定するために必要な事項を定めるものです。選定された事業者には、当該施設及び、当該施設に係る土地を「無償貸与」するものとします。

2 公募の背景

(1) 沿革

昭和62年8月にオープンした「大門コミュニティセンター」及び平成元年6月にオープンした「大門農村環境改善センター」は、隣接する企業団地の福利厚生と、住民のコミュニケーションの場として、ふれあいの輪を広げ、豊かで住みよい活力ある地域づくりを目指して設置されました。現在は、災害時の避難場所の機能も備えております。

しかしながら、近年は、世界情勢による燃料費高騰や新型コロナウイルス感染症の出口が見えてきた現在においても、厳しい運営状況が続いており、営業損失を指定管理料等で補うことで営業を継続しています。

(2) 公共施設マネジメントにおける位置づけ

こうした状況や本市の財政見通し等を踏まえ、公共施設マネジメントの一環として令和3年3月に見直された「射水市公共施設個別施設計画」において、当該施設について、令和5年度末までに、財産処分を行う方針としており、民間事業者等の参入可能性についての検討を進めてきたところです。

(3) 「対話（サウンディング）型市場調査」の実施

令和4年度には財産処分に当たり、整備・運営手法や条件等に係る提案を求めるとともに、事業の市場性等を確認し、今後の事業実施に向けた参考とするため、本市が民間事業者から広く意見・提案を求める「対話（サウンディング）型市場調査」を実施したところ、様々なアイデアをいただき、入浴事業の重要性や民間事業者による入浴施設として事業継続の可能性を把握することができました。一方で、市として、事業者が参入しやすい要件を提示する必要性も把握できました。

<参考>

対話（サウンディング）型市場調査結果の概要は、本市ホームページで公表しています。

<https://www.city.imizu.toyama.jp/event-topics/svTopiDtl.aspx?servno=26447>

これらを踏まえ、公募型プロポーザルを実施し、選定された事業者に対し、当該施設及び施設に係る土地を無償貸与するものとします。

3 物件に関すること

(1) 建物に関すること

次の当該施設に係る建物、附帯設備及び備品一式を無償で貸与します。
改修は開発行為に当たらない範囲で可能です。

項目	大門コミュニティセンター	大門農村環境改善センター
所在地	射水市串田 1395 番地	
整備年	昭和 62 年 7 月 25 日竣工 ※平成 8 年増設工事を実施	平成元年 5 月 25 日竣工
敷地面積	8515.45 m ²	
延床面積	1122.13 m ²	1162.84 m ² 1 階：905.00 m ² 、 2 階：257.84 m ²
構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 参考資料 1 「施設図面」 参照	
耐用年数	31 年	47 年
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室 2（脱衣室含） （男女各 1） ・娯楽室 2 （和洋各 1） ・研修室 1（和室） ・トレーニングルーム （更衣室含） 	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール 1 （400 人収容） ・研修室 1（50 人収容） ・会議室 2 （50 人、15 人収容） ・相談室、生活改善実習室 （20～50 人収容）
	参考資料 2 「施設写真」 参照	
設備	参考資料 3 「設備リスト」 参照 その他詳細な設備は閲覧対象とします。	
備品	参考資料 4 「備品リスト」 参照	
都市計画法 関係	区域区分：市街化調整区域 （建ぺい率 60%、容積率 200%、既存集落該当なし） 用途地域：その他公衆浴場及び集会施設	
修繕	参考資料 5 「修繕履歴」 参照	
経営情報	参考資料 6 「経営資料」 参照	
特記事項	設備や備品等は、現管理者が管理しているものを参考に示しています。貸与時に数量等が変更となる場合があります。	

(2) 土地に関すること

次の当該施設に係る土地を無償で貸与します。

所在地	地目	地籍	備考
射水市串田 1390-1	田	299 m ²	所有：射水市
射水市串田 1391-1	田	247 m ²	
射水市串田 1392-1	田	300 m ²	
射水市串田 1393-1	田	537 m ²	
射水市串田 1394-1	宅地	610 m ²	
射水市串田 1394-2	宅地	503 m ²	
射水市串田 1395	宅地	1243 m ²	
射水市串田 1396	宅地	2513 m ²	
射水市串田 1397	宅地	1240 m ²	
射水市串田 1399	宅地	300 m ²	
射水市串田 1400	宅地	300 m ²	
射水市串田 1401-2	宅地	423 m ²	
合計		8515 m ²	

4 条件に関すること

(1) 財産に関すること

- ① 施設は現状有姿で貸与するものとし、把握できていない隠れた瑕疵については、市は一切の責任を負いません。
- ② 事業実施のうえで必要となる修繕・改修等工事は、借受事業者の責任及び負担で行うこととします。ただし、現状で把握されている不具合箇所については、双方の協議において取扱を定めるものとします。
- ③ 普通財産使用貸借契約書（市保管のもの 1 部）に貼付する収入印紙関係等、本契約の締結及び履行にかかる費用の一切は借受事業者の負担とします。
- ④ 施設及び土地の使用貸借期間は令和 11 年 3 月 31 日までとします。ただし、期間満了後に契約更新することを妨げるものではありません。
- ⑤ 借受者が土地の形状の変更及び土地上への新たな施設等の建設又は設置を行う場合は、あらかじめ市の承認を得るものとします。
- ⑥ 引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。

- ⑦ 貸借物件を返還する場合、借受者が貸借物件に投じた改良費等の有益費、修繕費、その他の費用があっても、市に請求することはできません。ただし、市の都合により契約解除や返還を求め、これによって借受者に損失が生じた場合は補償を求めることができます。

(2) 施設の運営に関すること

- ① 貸与物件は、「入浴施設」としての用途に使用する必要があります。加えて、施設の一部を別の用途に活用する場合は、あらかじめ市の承認を得るものとします。
- ② 貸与物件は 契約締結の日から起算して 1 か月以内に「入浴施設」の用途に使用し、計画的な投資をしつつ、5年以上は経営を継続する必要があります。
- ③ 公衆浴場法の許可を得て営業する必要があります。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用に供することはできません。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできません。
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供することはできません。
- ⑦ 前記 ①～⑥ のほか、公序良俗に反する用に供することはできません。

(3) 既存建築物等の修繕及び改修工事における遵守事項に関すること

- ① 既存建築物等の修繕及び改修工事手法及び、重機、資材、廃棄物等の運搬、搬入・搬出、処分等については、各種関係法令等を遵守するものとします。
- ② 施設への重機、資材、廃棄物等の運搬、搬入・搬出等にあたっては、事前に関係行政機関と十分協議することとし、周辺道路をはじめこれらの運搬車両が通過する沿道地域に対する騒音、振動、砂埃等による悪影響を及ぼすことのないよう十分に配慮するものとします。
- ③ 作業期間中は、施設の周辺住民や前面道路の通行人の安全の確保及び、プライバシーの確保に配慮するものとします。

- ④ 周辺住民等に対し、できるだけ早い時期に、住民説明やチラシの配布等により修繕及び改修工事に係る計画内容を十分説明するとともに、作業において周辺住民等から苦情等が寄せられた場合は、誠意をもって紛争等の解決に努めるものとします。
- ⑤ 修繕及び改修工事を第三者に請け負わせる場合には、当該請負業者に対し事業計画に定める内容について、十分に理解・遵守させるものとします。

5 プロポーザルに関すること

(1) 事業者公募スケジュール

項目	予定時期
公募要項の公表	令和5年7月11日(火)
現地説明会 ※日程調整し随時実施	令和5年7月11日(火)～ 令和5年7月28日(金)まで
質問書の受付期間 ※回答は8月4日(金)までに行います。	令和5年7月11日(火)～ 令和5年7月31日(月)まで
応募登録申請期間	令和5年7月11日(火)～ 令和5年8月7日(月)まで
参加資格審査結果の通知	令和5年8月10日(金)まで
提案書類の受付期間	令和5年8月14日(月)～ 令和5年9月8日(金)
プレゼンテーション審査	令和5年9月中旬
優先交渉権者の決定	令和5年9月下旬
普通財産使用貸借仮契約の締結	令和5年12月
大門コミュニティセンター及び大門農村環境改善センター閉館	令和6年3月31日
普通財産使用貸借契約の締結及び物件引渡し 営業開始	令和6年4月1日

※ 上記のスケジュールは、変更する可能性もありますので、ご了承ください。

(2) 事業者の決定方法等

- ① 優先交渉権者の決定に当たっては、「一般公募型プロポーザル方式」を採用し、審査の結果、最も優れた提案を行った者を、優先交渉権者と

します。

- ② 優先交渉権者は、協議・調整を行い、普通財産使用貸借仮契約を締結します。
- ③ 市は、「射水市大門コミュニティセンター条例」及び「射水市農村環境改善センター条例（大門農村環境改善センター該当部分）」の廃止及び使用貸借について射水市議会の議決を得て、当該施設の用途を廃止した後、優先交渉権者と普通財産使用貸借契約の締結を行い、事業者は事業に着手します。

6 事業について

(1) 事業の目的

「2 公募の背景」を踏まえ、当該施設の活用について民間事業者ならでのアイデアやノウハウを導入し、「入浴施設」を5年以上継続されることを目的とします。この時、入浴施設以外の部分については、地域活性化や集客性向上等を目的として、別の用途で活用することについては、あらかじめ市に承認を得た上で関連法の制限範囲内で可能とします。

(2) 事業の対象範囲

事業の対象範囲は、「3 物件に関すること」で示した建物、土地、備品等とします。一部だけを借り受ける提案は行えませんので、ご注意ください。

なお、万が一途中で事業を終了する場合は、契約を解除し、事業者は原状回復したうえで返還する義務を負うこととします。ただし、市が原状回復をすることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができるものとします。

(3) 提案すべき事項

「6(1)事業の目的」に記載した「入浴施設」を5年以上継続することが含まれる内容を提案してください。その他詳細は、「10 提案書類の作成について」を確認してください。

(4) 地元説明会

事業者は、市が必要に応じて地域住民等に対し説明会を行う場合、市から同席を求められたときは、説明会に参加し自らが行う活用事業について必要な説明を行ってください。

なお、地元説明会での意見等は、長期的に地域と良好な関係を築いてい

くため、活用事業の実施・運営への反映に努めてください。

7 活用上の制約等

(1) 用途地域

対象物件は、都市計画法上では市街化調整区域（建ぺい率60%、容積率200%、既存集落ではない）に該当します。

(2) 供給施設等

既存施設に具備されたものを用いることを原則とします。

① 上水道

新たな引込等が必要な場合については、射水市上下水道部、道路管理者等との協議の上、事業者の負担により行うものとします。

② 地下水

新たな掘削等が必要な場合については、富山県環境保全課、射水市環境課等との協議の上、事業者の負担により行うものとします。

③ 雨水排水及び下水道

新たに必要とする公共下水道への接続については、射水市上下水道部、道路管理者等と協議の上、事業者の負担により行うものとします。

④ 電気

新たな引込等が必要な場合については、北陸電力株式会社、道路管理者等と協議の上、事業者の負担により行うものとします。

⑤ 通信

新たな引込等については、西日本電信電話株式会社又はその他の通信事業者、道路管理者等と協議の上、事業者の負担により行うものとします。

8 応募資格要件

(1) 応募者の構成

応募できる者は、法人（以下「応募法人」という。）又は複数の法人によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、個人での応募はできません。

応募法人として応募した場合は、他の応募グループの構成員になることはできません。また、応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員になることはできません。

応募グループは、代表法人を定めた上で、当該法人に応募グループを代表して手続を行っていただきます。

(2) 応募者の資格要件

応募法人又は応募グループの構成員は、公募対象物件を有効に活用し、「入浴施設」を5年以上継続できる能力と実績を有し、安定的かつ健全な財務能力を有するものとします。

なお、次のいずれかに該当する者は、応募法人又は応募グループの構成員になることはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人
- ② 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている法人
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている法人
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている法人
- ⑤ 応募書類提出時点において、市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止の措置を受けている法人
- ⑥ この最近の1年間（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）において、法人税、本店所在地の法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある法人及びそれらの利益となる活動を行う法人
- ⑧ 本事業の選定委員会の委員が経営又は運営に直接関与している法人

9 応募手続

(1) 公募要項の公表

公募要項等の関係書類については、令和5年7月11日（火）から担当窓口（大島分庁舎1階農林水産課）で直接配布するほか、本市ホームページからダウンロードできます。

<ホームページアドレス>

<https://www.city.imizu.toyama.jp/event-topics/svTopiDtl.aspx?servno=26447>

(2) 現地説明会

事業者公募への応募を希望される事業者向けに、現地説明会を開催します。

① 開催期間・場所

日時 令和5年7月11日（火）～7月28日（金）

会場 現地（射水市串田1395番地）

② 参加方法

参加を希望する場合は、その3日前（土・日・祝日を除く）までに下記の間合せ先に電話し、日程を調整してください。

③ 間合せ先

射水市役所 産業経済部 農林水産課

TEL：0766-51-6677

【注意事項】

- ・説明会は原則として1応募者60分以内、1回限りとします。
- ・通常開館日に施設の利用者として利用（見学）することは妨げません。

(3) 応募登録手続

事業者公募への参加を希望される法人又はグループは、必ず応募登録を行ってください。応募登録をしなければ、提案書の提出はできません。

応募登録は、法人又は法人のグループに限ります。個人での応募登録はできません。

法人グループで提案書を提出する場合は、グループのうち1社が代表して応募登録を行ってください。

① 受付期間

令和5年7月11日（火）から令和5年8月7日（月）まで
（土・日・祝日を除く。）

② 受付時間

午前9時から午後5時まで

③ 提出方法

提出先へ持参又は郵送

※ 郵送の場合には、配達証明付書留郵便とし、8月7日（月）必着とします。その場合、事前に郵送提出の旨を市担当まで連絡してください。

④ 提出先

射水市 産業経済部 農林水産課

（射水市小島703 射水市役所大島分庁舎）

⑤ 提出書類

次に掲げた各書類を2部（1部原本、1部写し）提出してください。

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 構成員調書（様式第2号）
- ウ 参加資格誓約書（様式第3号）
- エ 定款、規約その他これらに類する書類
- オ 法人の登記事項証明書
- カ 法人印鑑証明書
- キ 納税証明書（法人税、本店所在地の法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税）
- ク 決算書類（最近期3年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
- ※ イ、ウについては、複数の法人が共同応募する場合は、代表者以外の共同応募者毎に提出。
- ※ エ～クについては、複数の法人が共同応募する場合、全ての構成員が提出
- ※ オ～キについては、発行後3か月以内のもの。
- ※ キについては、本店等所在の自治体及び税務署で交付されたもの。
- ※ 提出書類に押印する印鑑は、全て「カ 法人印鑑証明書」と同一のもの。
- ※ 登録書類は、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

⑥ 参加登録者の変更

代表法人及び共同応募法人の変更は、原則として認めません。ただし、法人の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合、変更を認める場合があります。その際は、変更の旨を市担当までご相談ください。

⑦ 資格審査及び結果通知

応募登録申込者は、応募登録書類についての資格審査を経て登録されます。資格審査結果については、速やかに、市担当者から応募登録申込者（共同応募の場合は代表団体）に連絡します。

(4) 質問書の受付

本事業に関する質疑は、質問書を送付することができます。

① 受付期間

令和5年7月11日（火）から令和5年7月31日（月）まで
（土・日・祝日を除く。）

② 受付時間

午前9時から午後5時まで

③ 提出方法

「質問書」(様式第4号)により作成し、電子メール又はFAXにて送付してください。件名は【質問書送付】としてください。

④ 提出先

射水市役所 産業経済部 農林水産課

メールアドレス：nourinsui@city.imizu.lg.jp

FAX：0766-51-6677

⑤ 回答日

令和5年8月4日(金)までに回答

⑥ 回答方法

応募登録された方全員のメールアドレス宛てに回答するとともに、射水市役所ホームページへ掲載します。

<ホームページアドレス>

<https://www.city.imizu.toyama.jp/event-topics/svTopiDtl.aspx?servno=26447>

(5) 提案書類の受付

応募登録された方からの提案書類を以下のとおり受け付けます。

① 受付期間

令和5年8月14日(月)から令和5年9月8日(金)まで
(土・日・祝日を除く。)

② 受付時間

午前9時から午後5時まで

③ 提出方法

提出先へ持参又は郵送

※ 郵送の場合には、配達証明付書留郵便とし、9月8日(金)必着とします。その場合、事前に郵送提出の旨を市担当まで連絡してください。

④ 提出先

射水市 産業経済部 農林水産課

(射水市小島703 射水市役所大島分庁舎)

⑤ 提出書類

次に掲げた各書類について、指定の用紙サイズで各9部(正本1部・副本8部)を提出してください。

※ 「10提案書の作成について」に沿って作成してください。

ア 事業計画書(様式5)

イ 収支計画書(様式6)

(6) 応募の失格事項

次に項目に該当した場合は、応募を無効とします。

- ① 公募要項に示した応募資格を満たしていないことが判明した場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 公募要項に示した条件に違反又は著しく逸脱した場合
- ④ 審査の公平性を損なう行為があったと市が認めた場合
- ⑤ 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑥ その他不正行為があった場合

(7) 応募上の注意事項

- ① 複数提案の禁止
応募者が提出できる提案については、応募法人又は応募グループにつき1点のみとします。
- ② 提案内容の変更の禁止
応募者が提出した提案内の変更は認められません。
- ③ 応募書類の取扱い
応募書類は理由の如何にかかわらず返却しません。市は、事業者の選定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ④ 応募に係る費用
応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- ⑤ 提出書類の著作権
応募書類の著作権の対象となるものがある場合の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は、本事業に関する公表及びその他市が必要と判断した場合には、応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- ⑥ 情報公開
提出された応募書類は、射水市情報公開条例（平成17年条例第20号）に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。
- ⑦ 追加資料等の公表
この公募要項に修正が生じたときや、追加資料を公表するときは、射水市役所ホームページに掲載します。

<https://www.city.imizu.toyama.jp/event-topics/svTopiDtl.aspx?servno=26447>

10 提案書類の作成について

「9(5)提案書類の受付」において提出する書類は、次のとおり作成してください。

(1) 事業計画書（様式5）

- ・法人等の経営理念と施設経営方針について記載してください。
- ・施設を活用した事業内容または提供するサービスの内容及びその料金、営業時間等について具体的に記載してください。
- ・契約後から事業開始まで期間を要する場合は、スケジュールを記載してください。
- ・事業内容又はサービスの独自性、強み、特徴があれば記載してください。
- ・想定する顧客又はマーケットに対する考え方や施設の利用促進を図るための具体的方策を記載してください。
- ・地域活性化又は地域貢献に向けた考え方とその具体策があれば記載してください。
- ・施設経営上の課題認識とその解決に向けた具体的対応策を記載してください。
- ・正規雇用、非正規雇用の数、既存従業員を含めた採用方針を記載してください。
- ・施設の維持管理及び安全衛生に対する考え方と、その具体的対策を記載してください。
- ・文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図等が必要な場合は、適宜貼付してください。

(2) 収支計画書（様式6）

- ・5年間の収支見込み（収支が赤字の場合は、補填財源の見込みも）を記載してください。
- ・施設における事業開始以降、施設の安定した運営が可能であることを明らかにする資金収支計画について、融資等の資金調達方法を含めて詳細に記載してください。

(3) 共通事項

- ・規定様式3枚（両面可）又は任意様式（A3版、3枚、両面可）で作成してください。任意様式の場合は、該当する「タイトル（上段）」と「様式番号（右上）」を必ず記載してください。

- ・ 正本には応募者名を記載し、副本には応募者名は記載しないでください。
- ・ 法人名及び法人名が分かるロゴマーク等は一切記載しないでください。
- ・ 図には、それぞれ方位及び縮尺を記入してください。
- ・ 文字の大きさは 10.5pt 以上としてください。
- ・ 使用言語は日本語とし、単位はメートル法を、また数字はアラビア数字を用いてください。

1 1 優先交渉権者の選定及び決定手続

(1) 審査委員会の設置

市は、優れた提案内容の応募者を選定するため、「大門コミュニティセンター及び大門農村環境改善センター使用貸借に係る事業者公募審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

なお、審査委員会の委員名については、公正な審査に影響を与える行為を防止するため、非公開とします。また、審査委員会による審査及び議事内容は、応募者のノウハウ保護等の観点から非公開とします。

(2) 優先交渉権者の選定方法

審査委員会による提案書類及びプレゼンテーション審査を基に評価、採点を行い、最高得点を得た最優秀提案者を優先交渉権者として選定します。優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、次順位の者を交渉権者とします。

また、審査の結果、採点の総合計に対し、6割（100分の60）に満たない結果となった場合は失格とします。なお、応募者が1名のみの場合でもヒアリングは実施します。

(3) 審査結果等の通知及び公表

審査を実施した応募者に書面により通知するとともに、市のホームページで応募者名とともに公表します。

なお、審査結果等に関する問合せ及び異議については受け付けません。

(4) 審査基準

提案内容の審査基準及び点数配分は以下のとおりです。

審査項目		審査基準	配点	
1	利活用内容・集客性・地域貢献 【様式5】	・入浴施設運営に必要な経営ノウハウ（施設維持、人員確保、安全衛生等）を有しているか。	20	50
		・集客を期待できる内容であるか。	10	
		・公衆浴場法や土地利用にかかる法規制を理解し、想定されるリスクとその具体策がとられる計画となっているか。	10	
		・地域活性化や地域貢献に寄与する計画となっているか。	10	
2	事業運営の 確実性・継続性 【様式6】	・財政状況が健全で、持続的、安定的に施設を運営する財政基盤があるか。	25	50
		・資金計画が適切であり、無理のない組織体制で安定的な管理運営ができるか。	25	
計			100	

(5) プレゼンテーション審査

応募者がプレゼンテーションを行うとき、パワーポイントを使用することができます。使用する上での留意事項は次のとおりです。

- ① プロジェクター及びスクリーンは準備しますので、応募者所有のパソコン（RGB端子又はHDMI端子を有するもの）をご準備ください。
- ② 市は、不具合に備え、念のためパワーポイント（バージョンは2019版）がインストールされたパソコンを準備しますので、パワーポイントで作成したデータを保存したUSBメモリ等も併せてご用意ください。
- ③ プレゼンテーションは、20分以内で行うこととします（質疑応答を含め、概ね40分で終了）。

(6) 次点候補者の地位

次点候補者は、その地位を、優先交渉権者との契約が締結されるまでの間、保持するものとし、優先交渉権者と合意に至らなかったとき、または優先交渉権者が辞退したときは、次点候補者が優先交渉権者に繰り上がるものとし、

1 2 契約に関する事項

(1) 普通財産使用貸借仮契約の締結等

優先交渉権者は、貸借仮契約を締結することとします。

なお、優先交渉権者が企画提案した内容は、これを確約するものではありません。必要に応じて修正等をしていただくことがあります。

(2) 普通財産使用貸借契約等

- ① 普通財産使用貸借仮契約は、「射水市大門コミュニティセンター条例」及び「射水市農村環境改善センター条例（大門農村環境改善センター該当部分）」の廃止について射水市議会の議決を得て、当該施設の用途が廃止されたとき（令和6年4月1日を予定）に、本契約となるものです。

なお、市議会の議決が得られない場合は、仮契約は失効しますが、射水市はこれにより生じた損害賠償の責めは負いません。

- ② 当該施設は契約が本契約となった時点で、物件の引き渡しとなります。
- ③ 本公募要項で定める応募資格を偽るなどの不正行為により本契約が成立したことが明らかになった場合、又は本契約に規定する義務を履行しない場合は、市は本契約を解除します。

市が契約の解除権を行使した場合、事業者は原状回復義務を負うこととします。ただし、市が原状回復をすることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができるものとします。

- ④ 契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とします。
- ⑤ その他契約等の内容の詳細については、協議の上、決定します。

1 3 照会窓口

射水市 産業経済部 農林水産課

〒939-0292 富山県射水市小島703番地

TEL：0766-51-6677 FAX：0766-51-6692

電子メールアドレス：nourinsui@city.imizu.lg.jp

ホームページアドレス：

<https://www.city.imizu.toyama.jp/event-topics/svTopiDtl.aspx?servno=26447>